

# わかる！社労士 & トミーの社労士合格ゼミ

## 2024年度版 法改正情報 (2024年2月3日掲載版)

わかる！社労士シリーズ&トミーの社労士合格ゼミをご利用いただきましてありがとうございます。このPDFファイルに掲載した法改正情報は、2024年度版のわかる！社労士テキスト&問題集及びトミーの社労士合格ゼミ(PDF)の編集後に発生した法改正に関する情報です。

**注意** テキストの訂正箇所の情報につきましては、訂正情報ファイルに掲載しておりますので、どうぞそちらをご覧ください。

**注意2** 法改正情報、訂正情報ともに、6月初旬に、最終版をアップする予定です。

### 【合格講座受講生の皆様】

合格講座の受講生の皆様には、合格講座の講義内で、トミーの社労士合格ゼミ PDF テキストの訂正、法改正などにつきましてご案内をさせていただきます。

## はじめに/表記について

このPDFファイル中では、下記の表記を行っています。

【テ】： うかる！社労士 テキスト&問題集 2024年度版 を表しています。

【ゼ】： トミーの社労士合格ゼミ(PDF) 2024 を表しています。

※トミーの社労士合格ゼミについては、Vol1 及び Vol2 に関する事項のみ、ページ数を記載しています。

## 労働安全衛生法

### 1. リスクアセスメント対象物健康診断

(リスクアセスメント対象物健康診断ガイドライン)

#### 【改正の概要】

事業者は、必要があると認めるときは、リスクアセスメント対象物に関する健康診断（リスクアセスメント対象物健康診断）を行わなければならない。この健康診断につき、ガイドラインにおいて、費用負担を事業主が行うこと等が示されました。

**該当箇所** 【テ】 P187 側注 一番下の PLUS

※側注:テキスト各ページ右側の小さい文字の箇所のことです。

【ゼ】 Vol.1 P303 PLUS (既記載済み)

**改正内容** (ガイドラインによる新規追加)

- ◆リスクアセスメント対象物健康診断の費用は事業者（派遣の場合は派遣先事業者）が負担しなければならないこと。
- ◆受診に要する時間は労働時間に該当すること。

# 徴収法

## 1. 労災保険率

(労災則 16 条、別表第1)

### 【改正の概要】

労災保険率が見直されました。

### 該当箇所 【テ】 P427

※側注:テキスト各ページ右側の小さい文字の箇所のことです。

### 改正内容

テキストに記載している事業のうち、改正があった事業についてのみ記載しました。

|      | 事業の種類                        | 改正前         | 改正後          |
|------|------------------------------|-------------|--------------|
| 林業   | 林業                           | 1,000 分の 60 | 1,000 分の 52  |
| 漁業   | (略)                          | (略)         | (略)          |
|      | 定置網漁業又は海面魚類養殖業               | 1,000 分の 38 | 1,000 分の 37  |
|      | (略)                          | (略)         | (略)          |
| 鉱業   | 石灰石鉱業又はドロマイト鉱業               | 1,000 分の 16 | 1,000 分の 13  |
| 建設事業 | 水力発電施設、ずい道等新設事業              | 1,000 分の 62 | 1,000 分の 34  |
|      | (略)                          | (略)         | (略)          |
| 運輸業  | 貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除きます) | 1,000 分の 9  | 1,000 分の 8.5 |
|      | (略)                          | (略)         | (略)          |

|          |             |             |
|----------|-------------|-------------|
| 船舶所有者の事業 | 1,000 分の 47 | 1,000 分の 42 |
|----------|-------------|-------------|

# 労働一般(労働契約法)

## 1. 労働契約の原則/均衡考慮の原則

(労働契約法3条2項関連/通達)

### 【改正の概要】

労働契約法に係る通達が改正され、均衡考慮について、異なる雇用形態間の均衡も含まれることとされました。

該当箇所 【テ】 P511 ② (2)均衡考慮

改正内容 (通達より抜粋)

### 均衡考慮の原則(法第3条第2項関係)

法第3条第2項は、労働契約の締結又は変更に当たり、均衡を考慮することが重要であることから、労働契約の締結当事者である労働者及び使用者が、労働契約を締結し、又は変更する場合には、就業の実態に応じて、均衡を考慮すべきものとするという「均衡考慮の原則」を規定したものであること。この考慮すべき均衡には、異なる雇用形態間の均衡も含まれること。

# 健康保険法

## 1. 感染症法の改正に伴う改正

(法151条他)

### 【改正の概要】

感染症法の改正により、健康保険組合及び全国健康保険協会は流行初期医療確保拠出金等を納付する義務を負うこととされ、国庫補助等に係る規定において、「流行初期医療確保拠出金」、「流行初期医療確保拠出金」等を追加するなどの改正が行われました。

**(1)国庫負担金(法 151 条)****該当箇所** 【テ】 P648 ①**改正内容**

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の事務（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。 | 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の事務（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金、 <u>介護納付金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拋出金（流行初期医療確保拋出金）</u> の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。 |

**(2)国庫補助(法 153 条)****該当箇所** 【テ】 P649 ④**改正内容**

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| 国庫は、協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る療養の給付等の支給に要する費用の額並びに前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に所定の割合を乗じて得た額（一定の額を除きます）に 1,000 分の 130 から 1,000 分の 200 までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額を補助します。 | 国庫は、協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る療養の給付等の支給に要する費用の額、前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に所定の割合を乗じて得た額（一定の額を除きます） <u>並びに流行初期医療確保拋出金の納付に要する費用の額の合算額（一定の額を除きます）</u> に 1,000 分の 130 から 1,000 分の 200 までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。 |

**(3) 保険料(法 155 条)**

**該当箇所** 【テ】 P649 ⑤ **1** (1)

**改正内容**

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>保険者等は、健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金並びに健康保険組合においては、日雇拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。</p> | <p>保険者等は、健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、<u>介護納付金並びに流行初期医療確保拠出金等</u>並びに健康保険組合においては、日雇拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。</p> |

**(4) 特定保険料率(法 160 条 14 項)**

**該当箇所** 【テ】 P650 側注 用語\* 1 21 行目以降

**改正内容**

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>～。特定保険料率は、前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等（国庫補助額は控除します）に充てる～</p> | <p>～。特定保険料率は、前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等<u>並びに流行初期医療確保拠出金等</u>（国庫補助額は控除します）に充てる～</p> |

**(5) 健康保険組合の財政調整(法附則2条1項)**

**該当箇所** 【テ】 P653 側注 中段の PLUS

**改正内容**

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>① 健康保険組合の医療に関する給付、保健事業及び福祉事業の実施又は健康保険組合に係る前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、日雇拠出金若しくは<u>介護納付金</u>の納付に要する費用の財源の不均衡を調整するため、健康保</p> | <p>① 健康保険組合の医療に関する給付、保健事業及び福祉事業の実施又は健康保険組合に係る前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、日雇拠出金、<u>介護納付金若しくは流行初期医療確保拠出金等</u>の納付に要する費用の財源の不</p> |

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 険組合連合会は、健康保険組合に対し、交付金を交付します。 | 均衡を調整するため、健康保険組合連合会は、健康保険組合に対し、交付金を交付します。 |
|------------------------------|---|

## 社会一般/国民健康保険法

### 1. 感染症法の改正に伴う改正

(法 151 条他)

#### 【改正の概要】

感染症法の改正により、健康保険法と同様に、流行初期医療確保拠出金等に関する規定を追加するなどの改正が行われました。

#### (1) 国庫負担・国庫補助(法 70 条、73 条)

該当箇所 【テ】 P959 ⑦ 1

#### 改正内容

#### 【(1) 都道府県に対する負担等 / 表中の「療養の給付等に関する費用」の段】

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| 療養の給付等、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金の納付に要する費用のうち一定の合算額の 100 分の 32 を負担します。 | 療養の給付等、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金並びに <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金（流行初期医療確保拠出金）</u> の納付に要する費用のうち一定の合算額の 100 分の 32 を負担します。 |

## 【(2)組合に対する負担等 / 表中の「療養の給付等に関する費用」の段】

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| 国が、療養の給付等、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金の納付に要する費用につき、所定の額に国民健康保険組合の財政力を勘案して100分の13から100分の32までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額を補助することができます。 | 国が、療養の給付等、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金並びに <u>流行初期医療確保拠出金</u> の納付に要する費用につき、所定の額に国民健康保険組合の財政力を勘案して100分の13から100分の32までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額を補助することができます。 |

## (2)保険料(法76条)

該当箇所 【テ】P960 上の2

## 改正内容

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| 市町村及び組合は、国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、介護納付金及び日雇拠出金の納付に要する費用を含みます）に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限ります）又は組合員から保険料を徴収しなければなりません。 | 市町村及び組合は、国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、介護納付金、 <u>流行初期医療確保拠出金</u> 等及び日雇拠出金の納付に要する費用を含みます）に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限ります）又は組合員から保険料を徴収しなければなりません。 |

## 社会一般 / 高齢者医療確保法

### 1. 感染症法の改正に伴う改正



(法 151 条他)

**【改正の概要】**

感染症法の改正により、健康保険法と同様に、流行初期医療確保拠出金等に関する規定を追加するなどの改正が行われました。

**(1) 国等の負担(法 93 条1項他)**

**該当箇所** 【テ】 P978 5 (1) ① (a)

**改正内容**

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>国は、後期高齢者医療広域連合に対し、療養の給付等に要する費用の額から特定費用を控除した額（負担対象額）の 12 分の 3 に相当する額を負担します。</p> <p>国は、後期高齢者医療の財政を調整するため、後期高齢者医療広域連合に対し、調整交付金を交付します。調整交付金の総額は負担対象額の 12 分の 1 に相当する額とします。</p> | <p>国は、後期高齢者医療広域連合に対し、療養の給付等に要する費用の額から特定費用を控除した額（負担対象額）<u>並びに流行初期医療確保拠出金の額から当該流行初期医療確保拠出金の額に療養の給付等に要する費用の額に占める特定費用の額の割合を乗じて得た額（特定流行初期医療確保拠出金の額）を控除した額（負担対象拠出金額）の合計額（負担対象総額）</u>の 12 分の 3 に相当する額を負担します。</p> <p>国は、後期高齢者医療の財政を調整するため、後期高齢者医療広域連合に対し、調整交付金を交付します。調整交付金の総額は<u>負担対象総額</u>の 12 分の 1 に相当する額とします。</p> |

**該当箇所** 【テ】 P978 5 (1) ① (b) (c)

**改正内容**

| 改正後  |
|--|
| <p>(b) (c) の都道府県、市町村の負担の文中の「負担対象額」を「負担対象総額」に改正します。</p> |

**(2)後期高齢者交付金(法 100 条1項)**

**該当箇所** 【テ】 P978 **5** (1) ② 及び (2)

**改正内容**

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p><b>【5 (1) ②】</b><br/>負担対象額に1から後期高齢者負担率及び100分の50を控除して得た率を乗じて得た額は、社会保険診療報酬支払基金が後期高齢者医療広域連合に対して交付する後期高齢者交付金をもって充てます。</p> <p><b>【(2)】</b><br/>特定費用の額に1から後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額については、社会保険診療報酬支払基金が後期高齢者医療広域連合に対して交付する後期高齢者交付金をもって充てます。</p> | <p>負担対象額に1から後期高齢者負担率及び100分の50を控除して得た率を乗じて得た額並びに特定費用の額に1から後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額の合計額（保険納付対象額）に<u>負担対象拠出金額に1から後期高齢者負担率及び100分の50を控除して得た率を乗じて得た額並びに特定流行初期医療確保拠出金の額に1から後期高齢者負担率を控除して得た率を乗じて得た額の合計額を加えて得た額（保険納付対象総額）</u>は、社会保険診療報酬支払基金が後期高齢者医療広域連合に対して交付する後期高齢者交付金をもって充てます。</p> |

**(3)保険料(法 104 条)**

**該当箇所** 【テ】 P979 **6**

**改正内容**

| 改正前  | 改正後   |
|--|---|
| <p>市町村は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金等の納付に要する費用を含みます）に充てるため、保険料を徴収しなければなりません。</p> | <p>市町村は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金等<u>及び出産育児支援金並びに流行初期医療確保拠出金等</u>の納付に要する費用を含みます）に充てるため、保険料を徴収しなければなりません。</p> |

以下、白紙。 今回のファイルはここまでです。